

令和3年会津美里町議会定例会1月会議

議事日程 第1号

令和3年1月15日（金）午前10時00分開会

諸般の報告

①説明員の報告（別紙のとおり）

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 議案の上程及び提案理由の説明
 - 第4 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
 - 第5 報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
 - 第6 議案第1号 道路改良工事（町道12009号線）請負変更契約について
 - 第7 議案第2号 会津美里町学校給食センター改築工事請負契約について
 - 第8 議案第3号 会津美里町学校給食センター改築工事に伴う厨房機器購入契約について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（14名）

1番	野中寿勝君	10番	佐治長一君
2番	村松尚君	11番	根本謙一君
3番	小島裕子君	12番	根本剛君
4番	渋井清隆君	13番	山内須加美君
5番	堤信也君	14番	横山知世志君
6番	石川栄子君	15番	山内長君
7番	鈴木繁明君	16番	谷澤久孝君

○欠席議員（1名）

9番 横山義博君

○説明のため出席した者

町長	渡部英敏君
副町長	鈴木直人君
会計管理者	船木宗徳君
総務課長	國分利則君
政策財政課長	鈴木國人君
産業振興課長	金子吉弘君
町民税務課長	横山優君
健康ふくし課長	原克彦君
建設水道課長	鈴木明利君
教育長	新田銀一君
給食センター長	新長峯啓之君
選挙管理委員会書記長（兼）	國分利則君
農業委員会事務局長（兼）	金子吉弘君
代表監査委員	鈴木英昭君

○事務局職員出席者

事務局長	高木朋子君
総務係長	歌川和仁君

開 会 (午前10時00分)

○開会の宣告

○議長（谷澤久孝君） ただいまから令和3年会津美里町議会定例会1月会議を開会します。

○開議の宣告

○議長（谷澤久孝君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

○諸般の報告

○議長（谷澤久孝君） 日程に入ります前に、諸般の報告を行います。

説明員の報告はお手元に配付したとおりです。

○会議録署名議員の指名

○議長（谷澤久孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、本町議会会議規則第127条の規定により、

7番 鈴木 繁 明 君

10番 佐 治 長 一 君

の両名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（谷澤久孝君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。定例会の会期は、本日から10月までの通年としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から10月までの通年と決定いたしました。

○議案の上程及び提案理由の説明

○議長（谷澤久孝君） 日程第3、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

本会議に送達されました事件は、会津美里町長より、報告第1号及び第2号、議案第1号から議案第3号の計5議案であります。

お諮りいたします。本日は、議案を別紙付議事件一覧表のとおり上程し、提案者からの説明を求めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり議事を進行いたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長、渡部英敏君。

〔町長（渡部英敏君）登壇〕

○町長（渡部英敏君） おはようございます。まず、改めて、明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

今日は、令和3年の会津美里町議会定例会1月会議を招集しましたところ、議員各位におかれましてはご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。本定例会にご提案申し上げます報告2件、議案3件の提案理由をご説明を申し上げます。

初めに、報告第1号は、専決処分の報告についてであります。本件は、令和2年10月27日に町道30101号線において道路陥没によって自転車物損事故が発生をいたしました。事故後、相手方との交渉の結果、賠償金1,750円を町が支払うことで示談が成立したため、専決処分をしたものであります。

次の報告第2号は、専決処分の報告についてであります。本件は、令和2年8月8日に町道11008号線において道路陥没による自動車物損事故が発生をいたしました。事故後、相手方と交渉の結果、賠償金2万8,890円を町が支払うことで示談が成立したため、専決処分をしたものであります。

次の議案第1号は、道路改良工事（町道12009号線）請負変更契約についてであります。本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によって議会の議決を求めるものであります。

次の議案第2号は、会津美里町学校給食センター改築工事請負契約についてであります。本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によって議会の議決を求めるものであります。

次の議案第3号は、会津美里町学校給食センター改築工事に伴う厨房機器購入契約についてであります。本案は、地方自治法第96条第1項第8号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によって議会の議決を求めるものであります。

私からは以上であります。審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷澤久孝君） これをもって提案理由の説明を終わります。

○報告第1号の議題、説明、質疑

○議長（谷澤久孝君） 日程第4、報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

総務課長、國分利則君。

〔総務課長（國分利則君）登壇〕

○総務課長（國分利則君） それでは、報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）をご説明申し上げます。

議案書1ページ、2ページ、併せまして提出案件資料1ページ上段を御覧ください。本件は、令和2年10月27日、町道30101号線において道路陥没による自転車の物損事故が発生いたしました。その後、令和2年12月22日、相手方、町内在住〇氏と自転車物損の修理に係る損害賠償金1,750円を支払うことで示談が成立し、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

横山知世志君。

○14番（横山知世志君） お尋ねします。

30101号線というのはどの部分を言っているか、教えてください。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） 町道30101号線については、新鶴地域のにいつるホームという高齢者の施設がございます。そこから梁田部落に向かう道路でございます。

○議長（谷澤久孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第1号を終了いたします。

○報告第2号の議題、説明、質疑

○議長（谷澤久孝君） 日程第5、報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

総務課長、國分利則君。

〔総務課長（國分利則君）登壇〕

○総務課長（國分利則君） それでは、報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）をご説明いたします。

議案書3ページ、4ページ、併せまして提出案件資料1ページ中段を御覧ください。本件は、令和2年8月8日、町道11008号線において道路陥没による自動車の物損事故が発生しました。その後、令

和3年1月8日、相手方、町内在住〇氏と自動車物損の修理に係る損害賠償金2万8,890円を支払うことで示談が成立し、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

説明は以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。

横山知世志君。

○14番（横山知世志君） まず、8月8日のやつがようやく示談になったということで、この遅れについて伺いたいと。

それから、11008号線の場所。

それと、報告第1号でもあった相手方〇氏、こちらも相手方〇氏になっているのですが、果たしてこれは同じ方なのか、その辺が知りたいので、教えてください。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） 1点目の示談についてでございますが、示談の遅れについて、今になったということでございますが、相手方とのやり取りの中で、相手方の都合もございまして今になったということございまして、問題があつて今になったということではございません。

あと、2点目の場所でございますが、大沼高校付近のローソンのところから、かねかのほうから来まして、ローソンの手前の道路を左折するところが現場でございます。

それと、両方とも〇氏ということでございますが、同じ方ではございません。

○議長（谷澤久孝君） 石川栄子さん。

○6番（石川栄子君） お伺いします。

報告第1号でもありましたように、この道路陥没が第1号は10月27日、第2号は8月8日ということで、かつてこの道路陥没はありましたけれども、どちらかという春先の雪解けで、ブルがかいた後とか、そういったようなところでそういった事故が発生していた例はあつたかと思ひます。ただ、この夏場というか、全く影響のないときにこういった事故があつたということは、パトロール、巡回をどのようにされているのか、ある程度定期的にされているのか、それからこの陥没がどのぐらいの前からのものであつたのか、その辺り、もしお分かりでしたら教えてください。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） それでは、1点目、10月27日のほうからでよろしいでしょうか。10月27日については、報告第1号ということでございますけれども、そちらについては老朽化してございまして、それが亀の甲状になって、降雨等と通行によりまして陥没が広がつて、こういう事故につながつたというふうに考えております。

あと、2点目、8月8日でございますが、その陥没の原因は水道の漏水ということでありまして、

漏水した水が噴き上げまして、道路の陥没が生じたということでございます。

あと、パトロールでございますが、パトロールは定期的に職員も回っておりますし、あと公社のほうに委託しておりますが、公社のほうでも定期的に点検、あとパトロールということで実施しておるところでございます。

○議長（谷澤久孝君） 石川栄子さん。

○6番（石川栄子君） それで、例えば第1号にしてもそうですけれども、これって万が一のことにもつながりますので、その辺りはしっかりとパトロール、点検のときに押さえると同時に、またもし見つければ補修工事も早めに行っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） しっかりとパトロールしまして、そのような箇所が見つかり次第に早急に補修するというので対処してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（谷澤久孝君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第2号を終了いたします。

○議案第1号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第6、議案第1号 道路改良工事（町道12009号線）請負変更契約についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

建設水道課長、鈴木明利君。

〔建設水道課長（鈴木明利君）登壇〕

○建設水道課長（鈴木明利君） おはようございます。それでは、議案第1号 道路改良工事（町道12009号線）請負変更契約についてをご説明いたします。

議案書の5ページ、提出案件資料1ページ下段、参考資料1ページも併せて御覧ください。本案は、道路改良工事（町道12009号線）請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

変更の主な内容でございますが、まず初めに道路土工において、路床等の盛土について、土質調査の結果、流用土から購入土、山砂へ変更するものでございます。

次に、骨材において、当初、コスト縮減のため再生材切り込み砕石で設計しておりましたが、入手困難により、切り込み砕石へ変更するものでございます。

次に、舗装工において、他工事より発生した路床置き換え材が不足したことにより、不足材を購入へ変更とするものでございます。

次に、階段工において、現場精査の結果、二次製品から現場打ち施工へ変更するものでございます。

次に、道路附属物施設工において、警察当局と現地立会い協議の結果、安全確保のため予告信号等の増設が必要となり、増設分を変更するものでございます。

次に、仮設工において、施工箇所周辺に学校施設があり、交通誘導員の増員が必要と判断したため、増員分を変更するものでございます。

最後に、準備工でございますが、現地精査によりまして、立木の伐採本数を増やす必要があるため、追加伐採分を変更するものでございます。

最後に、契約金額は1,185万3,600円を増額しまして、9,204万1,400円とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） 今ほどの内容ですが、大体分かりましたが、全体この変更の内容を見ると、変更前から既に想定されたようなと思いますが、ここら辺についてはどう思っているのでしょうか。見解を伺いたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） 確かに今回の変更におきましてかなりの増額となっております。しかし、その増額となった理由については、当初設計におきまして、同一効果が得られるものというところで、最大限のコスト縮減をということで当初設計で見えておりました。そしてまた、当初設計ではなかなか難しい、実際やってみないと分からないような状況もございましたので、その中での今回の設計変更ということでご理解願いたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） 具体的に言うと、階段工なんていうのはそもそも現場打ちですよ、あんなところは。あとは、信号機の移設なんていうものは、信号機は既にあるのですから、これらのもの、もう既に分かっているのが多いですよ。内容的には中身を、掘ってみなければ分からなかったとか、水が出たとかという状態でない。外見上から見て既に分かっているのです。もう少し設計、入札を入れる場合に、ここら辺をもう少し、十分熟慮した上での入札にしなくては、今後こういうことどんどん出てきますから、注意していただきたいと思います。内容的には分かりました。だけれども、あまりにも、誰が見ても分かるような状況なのが現場の内容の変更なのです。そこら辺を今後どう思うか、そこら辺お聞きしたい。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） 今おっしゃられたとおり、今後について、設計をする段階で見込めるものについては見込むということで当初からやってまいりたいというふうに思います。しかし、今回の場合、階段工、その他、信号機等、いろいろございまして、大変大きな変更となってしまいましたことをご理解願いたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） この変更になったの、金額の変更ですが、工期については大丈夫でしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） 現在のところ、3月26日までの工期ということで進めております。しかし、今後の状況によりまして判断してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） 先ほどの説明の中で、地質調査によって、流用土から購入土に変えたという今回の要因の部分があったのですが、その地質調査の内容がこの契約変更にどういうふう流れ的に影響を与えて契約変更に至ったのか、その調査の内容をベースに説明を詳細に、もう少し説明をお願いしたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） 地質調査についてでございますが、当初流用土ということで、発生土で盛土の予定であったということですが、土質調査、実際に現場に入りまして、土質調査、その専門業者に依頼しました結果、盛土材には適さないというような結果になったというところで、購入土というところで変更をしたところでございます。

あと、その盛土関係、それ以外について、土質関係についてでございますが、不足した盛土材を見込んでおったというところで、実際その前に下水道工事、そしてまた道路工事において置き換え、掘削したときに発生しました土砂をストックしておきまして、そこで盛土材として考えておったところですが、それでは足らなかったというところがございます、その分を追加で購入して、今回変更増となってしまったというところでございます。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） 経緯、分かりました。結局当初において、その地質、それを盛土として使えるだろうと、作業の中で出てきたものを使えるだろうということの、あらかじめそういう設計する段階では想定の中で使えるという前提であったわけなのですが、その辺の見込みというか、それはやってみないと分からないというのが現状なのではないでしょうか。確認させていただきたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） 実施設計をする場合にそのような検査を、当初というか、見込んでおりませんで、その中で今までの工事の手法としまして、実施設計の中には入れないと、実際やって

みてのそのような検査の中で、使えるかどうかというところですか、それを判断するというような方法を今現在道路改良工事においては取っております。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 今ほど同僚議員のほうから、2名から説明求められて、内容を伺っていますと、そもそもの設計、それから積算根拠的に思慮として見方が甘かったのではないのかなというふうに思われてならないのです。この増額を見ますと、14%近く増えているのです。やむを得ないという部分がそう見当たらない中で、所管としては、そこはどのような認識でおられるのか。これは大変大きい増額です。これだけの増額になりますと、そもそも入札のときの選定にも影響しかねないことにはなりはしないかなというふうにちょっと懸念を持つところです。その辺も踏まえて、所管としてどのような認識なのか、あくまでもやむを得ないということで片づけてはならないような今の説明ではなかったかなというふうに思いますけれども、再度認識を伺いたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） 何回も申し上げますとおり、今回の変更についてはかなりの増額となっていました。大変この点については反省すべき点もあろうかと思えます、実際。しかし、大きいところでいいますと盛土材等の購入と、そしてまた再生材を使うというところでございますけれども、それについては実際やってみないと分からないというところもございました。あとは、一番反省すべき点としてここで申し上げますと、交通誘導員について増額としたところでございますが、そもそも学校施設が近くにあったというところでございますので、その点について当初からもうちょっと考慮すべきではなかったのかなというふうに私も反省しているところでございますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 分かりました。それは了としたいと思いますけれども、今後も、こういう事例を踏まえて、しっかり知見を継承できますように押さえていっていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） 今後、このような事例を踏まえまして、設計、そしてまた工事発注に向けて、適正な発注ができるように心がけてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君） 議長にお願いしたいと思いますが、いろいろ今説明ありました。最終的にやっぱり大きい金額ですので、数量は分かっていますので、金額を、この詳細明細を、終わってからでいいですから、議会のほうに提出お願いできればと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（谷澤久孝君） 分かりました。

ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第1号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第2号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第7、議案第2号 会津美里町学校給食センター改築工事請負契約についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

給食センター所長、長峯啓之君。

〔給食センター所長（長峯啓之君）登壇〕

○給食センター所長（長峯啓之君） おはようございます。議案第2号 会津美里町学校給食センター改築工事請負契約についてご説明いたします。

議案書6ページ、提出案件資料2ページ上段、提出案件参考資料2ページを御覧ください。本案は、会津美里町学校給食センター改築工事請負契約について、地方自治法第96条第1項第5号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、会津美里町学校給食センター改築工事で、工事の内容といたしましては、学校給食

センター建築工事といたしまして、鉄骨造り二階建て、建築面積1,419.71平米で、1階1,245.75平米、2階169.79平米、延べ床面積1,415.54平米で、建築工事、電気設備工事、機械設備工事を一括で契約を締結するものでございます。

契約の方法は、事後審査型制限付一般競争入札、総合評価落札方式であります。

契約金額は、10億4,500万円でございます。

契約の相手方は、青木あすなろ・東北入谷まちづくり建設特定建設工事共同企業体で、代表者は宮城県仙台市太白区長町3丁目7番13号、青木あすなろ建設株式会社東北支店、執行役員支店長、沖二郎、構成員は福島県会津若松市門田町大字一ノ堰字村西708番地9、株式会社東北入谷まちづくり建設、代表取締役、小野太成であります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありますか。

佐治長一君。

○10番（佐治長一君） これは、工期はいつまでなのか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、給食センター所長。

○給食センター所長（長峯啓之君） 令和4年3月25日までです。

○議長（谷澤久孝君） ほかにございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第2号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第3号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第8、議案第3号 会津美里町学校給食センター改築工事に伴う厨房機器購入契約についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

給食センター所長、長峯啓之君。

〔給食センター所長（長峯啓之君）登壇〕

○給食センター所長（長峯啓之君） 議案第3号 会津美里町学校給食センター改築工事に伴う厨房機器購入契約についてご説明いたします。

議案書7ページ、提出案件資料2ページ下段、提出案件参考資料3ページを御覧ください。本案は、会津美里町学校給食センター改築工事に伴う厨房機器購入について、地方自治法第96条第1項第8号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、会津美里町学校給食センター改築工事に伴う厨房機器購入で、契約の内容といたしましては、学校給食センター厨房機器一式を購入するものでございます。

契約の方法は制限付一般競争入札で、契約の金額は2億5,410万円でございます。

契約の相手方は、福島県会津若松市神指町大字南四合字オノ神325番地1、会津ガス株式会社、代表取締役社長、相馬祥平でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可します。質疑はありませんか。

野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） 契約については特にはないのですが、機器一式で2億5,000万もするので、せめてその厨房機器で主なものぐらいちょっと説明追加で教えていただければいいかなと思うので、主な購入する機器についてももう少し説明をお願いしたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、給食センター所長。

○給食センター所長（長峯啓之君） 厨房機器一式でございますけれども、大きいものとして炊飯施設、あと厨房の釜、洗浄機の部分が大きなものでございます。あと、冷蔵庫、冷凍庫、その他、あと配送のためのコンテナ等々がございます。大きなものは、そのような内容でございます。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） すみません。そのもろもろで、炊飯の釜とか、洗浄機とか、冷蔵庫とか、数

量ぐらい少し追加して教えていただけますか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、給食センター所長。

○給食センター所長（長峯啓之君） すみません。説明が少なくて申し訳ございません。

炊飯施設につきましては、スチームのものを 사용합니다ので、大きいもの1台になります。釜につきましては、5台ほど大きなものを使っております。洗浄施設につきましては、大きなコンテナの部分も全て洗えるような洗浄機になりますので、大きな1台という形になります。コンテナにつきましては、各学校の部分、あと教室の部分等がございますので、60台ほどの部分がコンテナとして購入の予定でございます。

○議長（谷澤久孝君） 石川栄子さん。

○6番（石川栄子君） これ一式とあります。多分に全て新調なのかなと。今こういった社会状況の中で、大分厨房施設がおろされているというか、そういった形でまとまっている報道などもよく耳にします。例えば契約先がもしそういったものを何とか引っ張れたらなんなんというふうにも考えるわけですが、新しい施設だから、全て新しいもので一式でそろえたいという思いも理解はできます。そういったところで、もしこの購入、金額がある程度でも落ちるものだったならば、子供たちに提供する施設ですので、その辺は十分配慮した上でということにはなりますけれども、そのような可能性はあるやなしやということでお伺いしたいのですが。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、給食センター所長。

○給食センター所長（長峯啓之君） あくまで学校給食センターでございますので、衛生管理上の部分で、ほかで使ったもの等々につきまして購入するという考えは今のところございません。ただ、今現在使われております給食センターの中の部分で使えるものにつきましては、最大限、新しい施設、センターのほうにおいても使用する予定でございます。

○議長（谷澤久孝君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第3号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○散会の宣告

○議長（谷澤久孝君） 以上をもちまして本定例会 1 月会議に付議されました案件の審議は終了いたしました。

これで令和 3 年会津美里町議会定例会 1 月会議を散会いたします。

散 会 （午前 10 時 42 分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和3年 月 日

議 長 谷 澤 久 孝

議 員 鈴 木 繁 明

議 員 佐 治 長 一